

○高松市香南産地形成促進施設条例

平成17年12月21日

条例第191号

改正 平成22年3月26日条例第19号

平成25年12月25日条例第84号

平成26年4月1日用字用語整備施行

平成31年3月28日条例第44号

高松市香南産地形成促進施設条例

（設置）

第1条 消費者との交流等を通じて地場産品の普及の促進及び生産振興を図り、農業活性化に資するため、高松市香南産地形成促進施設（以下「産地形成促進施設」という。）を設置する。

（施設）

第2条 産地形成促進施設の名称及び所在は、次のとおりとする。

名称	所在
香南アグリーム	高松市香南町岡1270番地13

2 次条第1号の農産物の加工及び販売に関する事業の一部を行わせるため、産地形成促進施設に次の施設を置く。

名称	所在
香南朝市	高松市香南町横井1036番地1

（事業）

第3条 産地形成促進施設は、第1条に規定する設置目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 農産物の生産、加工及び販売を行うこと。
- (2) 農作業及び農産物加工の体験の場を提供すること。
- (3) 花き栽培施設を農業者の利用に供すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、産地形成促進施設の設置目的を達成するために必要な事業（使用許可）

第4条 産地形成促進施設の施設・設備等（以下「施設等」という。）のうち、別表第1項の施設等を使用しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更する場合も、同様とする。

2 市長は、産地形成促進施設の管理上必要があると認めるときは、使用許可に条件を付し、又は使用許可後において使用許可を取り消し、若しくは変更することができる。

（花き栽培施設の使用に関する契約）

第5条 施設等のうち、別表第2項の施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長に申し込み、その承諾を受けなければならない。

2 市長は、前項の承諾を受けた者と当該申込みに係る施設の使用に関する契約を締結するものとする。

3 市長は、前項の契約を締結した者（以下「栽培施設使用者」という。）がこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこの条例に基づく処分に違反したときは、契約を解除することができる。この場合において、栽培施設使用者が損害を受けても、市長は、その責めを負わない。

（利用の制限）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、産地形成促進施設への入場を拒み、若しくは産地形成促進施設からの退場を命じ、又は第4条第1項の許可をしないことができる。

（1）産地形成促進施設内の秩序を乱し、若しくは公益を害し、又はそのおそれがあると認められる者

（2）施設等を損傷し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認められる者

（3）前2号に掲げる者のほか、産地形成促進施設の管理上支障があると認められる者

（損害賠償）

第7条 産地形成促進施設の入場者、第4条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）

又は栽培施設使用者は、自己の責めに帰すべき理由により、施設等を損傷し、又は滅失したときは、市長の指示に従い、その損害を賠償しなければならない。

（指定管理者による管理）

第8条 産地形成促進施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 市長は、法人その他の団体であって、次に掲げる指定の基準に適合すると認められるものを、その申請により、議会の議決を経て指定管理者として指定することができる。

（1）産地形成促進施設の平等な利用が確保されること。

（2）産地形成促進施設の管理に係る事業計画書（以下「事業計画書」という。）の内容が、産地形成促進施設の効用を十分に発揮するとともに産地形成促進施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

（3）事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有すること。

（4）前3号に掲げるもののほか、産地形成促進施設の設置目的を効果的に達成するため市長が必要と認める基準

3 前項の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

4 市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人又は公共団体若しくは公共的団体を指定することが適当であると市長が認める特別な理由がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「法人その他の団体」とあるのは、「第4項に規定する法人又は公共団体若しくは公共的団体」とすることができる。

5 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条の事業に関する業務
- (2) 使用許可及びその変更の許可並びに使用許可の取消しに関する業務
- (3) 入場の拒否及び退場の命令に関する業務
- (4) 産地形成促進施設の維持管理その他の規則で定める業務

6 第1項の規定により産地形成促進施設の管理を指定管理者に行わせる場合においては、第4条及び第6条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

7 指定管理者は、法令、条例及び条例に基づく規則並びに市長の定めるところに従い、産地形成促進施設の管理を行わなければならない。

(利用料金)

第9条 前条第1項の規定により産地形成促進施設の管理を指定管理者に行わせる場合においては、指定管理者は、使用者及び栽培施設使用者から利用料金を自己の収入として收受するものとする。

2 利用料金は、別表に規定する額を超えない範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。

(利用料金の納付)

第10条 別表第1項の施設等の使用に係る利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 別表第2項の施設の使用に係る利用料金は、前納とする。ただし、第5条第2項の契約で別段の定めをしたときは、その定めたところによるものとする。

3 指定管理者が既に収入として收受した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用料金の減免)

第11条 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者の指定の取消し等があった場合における利用料金の取扱い)

第12条 市長は、指定管理者の指定を取り消したとき、若しくは第8条第5項に規定する業務の全部の停止を命じたとき、又は利用料金を指定管理者の収入として收受させないときは、第9条第

2 項の利用料金の額を産地形成促進施設の使用料として徴収する。

2 前2条の規定は、前項の使用料について準用する。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月10日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に編入前の香南町産地形成促進施設の設置及び管理に関する条例（平成14年香南町条例第3号）第4条の3及び香南町複合経営促進施設の設置及び管理に関する条例（平成14年香南町条例第4号）第9条の3の規定による指定を受けているものは、その指定に係る地方自治法第244条の2第5項の期間においては、第8条第2項の規定による指定を受けたものとみなす。

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行の日前に編入前の香南町産地形成促進施設の設置及び管理に関する条例又は香南町複合経営促進施設の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成22年3月26日条例第19号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月25日条例第84号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日条例第44号）

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

別表（第4条、第5条、第9条、第10条関係）

1 体験工房等利用料

施設名	使用時間	利用料
第1体験工房	午前9時から1時間ごとに午後4時までの各時刻を始期とする1時間	510円
第2体験工房		
販売展示室		

備考

1 使用者が、営利を目的として使用するとき、又は入場料若しくはこれに類するものを徴収するときの利用料は、この表に規定する額の3倍の額とする。

- 2 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、その端数時間は、1時間とみなす。
- 3 冷暖房装置を使用する場合は、その施設の利用料の2分の1の額を加算する。
- 4 利用料に10円未満の端数が生じたときは、10円に切り上げる。

2 花き栽培施設利用料

区分	利用料
鉄骨ハウス（間口13.5メートル、奥行51メートル）	1棟につき1年 614,950円
鉄骨ハウス（間口13.5メートル、奥行30メートル）	1棟につき1年 361,420円